

令和3年度人事行政の運営等の状況

令和4年10月

川越地区消防組合

目 次

第1編 任命権者からの報告の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1) 採用の状況 1
- (2) 再任用の状況 1
- (3) 職位別任用状況 1
- (4) 退職の状況 1
- (5) 部門別職員数の状況 1

2 職員の人事評価の状況 2

3 職員の給与の状況

- (1) 人件費の状況 2
- (2) 職員給与費の状況 2
- (3) 平均給料月額及び平均年齢 2
- (4) 経験年数別・学歴別平均給料月額 3
- (5) 消防職の級及び職制上の段階ごと職員数 3
- (6) 職員手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当 4

イ 退職手当 4

ウ 地域手当 4

エ 特殊勤務手当 5

オ 時間外勤務手当 5

カ 扶養手当 5

キ 住居手当 6

ク 通勤手当 6

- (7) 特別職の報酬 6

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1) 勤務時間の概要 6
- (2) 休暇制度の概要、種類等 7
- (3) 年次有給休暇の取得状況 8
- (4) 育児休業等の取得状況 8
- (5) 時間外勤務の状況 8

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

- (1) 分限処分の状況 8

- (2) 懲戒処分の状況 8

6	職員のサービスの状況	
(1)	職務専念義務免除の状況	8
(2)	営利企業等従事の許可状況	8
7	職員の退職管理の状況	8
8	職員の研修の状況	9
9	職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1)	福利厚生制度の概要	9
(2)	福利厚生制度に係る負担状況	9
(3)	公務災害の発生状況	9
第2編 公平委員会の業務の状況		
1	勤務条件に関する措置の要求の状況	9
2	不利益な処分についての不服申立ての状況	9

川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和3年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

第1編 任命権者からの報告の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況

新規採用

令和3年度は、13人の職員を新たに採用しました。

(2) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち、あらためて任期（1年）を定めて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

令和3年度は、5人の再任用短時間勤務職員を新たに採用し、5人の再任用短時間勤務職員の任期を更新しました。

(3) 職位別任用状況

管理職（副課長級以上の職）の令和4年3月31日現在の職員数及び令和3年度の昇任者数は、次のとおりです。

（人）

標準的な職名	消防局長	次長	課長	副課長	合計
職員数	1	8	23 (1)	61 (2)	93 (3)
うち昇任者数	1	5	9 (1)	7	22 (1)

※（ ）内は、女性の数で、内書きとなっています。

(4) 退職の状況

令和3年度は、9人の職員が退職しました。

事由別にみると、定年退職が4人、勧奨退職が1人、自己都合等その他の退職が4人となっています。

(5) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分 部門	職 員 数		対前年 増減数
	令和3年	令和4年	
消防吏員	431 (10)	433 (11)	+2 (+1)
消防吏員以外 の職員	1 (0)	1 (0)	0 (0)
合 計	432 (10)	434 (11)	+2 (+1)

(注) 1 職員数は消防職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きとなっています。

2 職員の人事評価の状況

職員の職務の種類、職制上の段階の標準的な職及びその標準職務遂行能力を定めた上で、これを踏まえた人事評価を全職員対象に実施しました。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

令和3年度普通会計決算における人件費の状況は、次のとおりです。

住民基本台帳 人口 (R4.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和2年度 の人件費率
372,177人	5,127,103千円	228,068千円	3,769,505千円	73.5%	70.6%

(2) 職員給与費の状況

令和3年度普通会計における職員給与費の状況は、次のとおりです。

職員数 (A)	給 与 費				職員一人当 り給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
431人	1,742,796千円	644,549千円	717,468千円	3,096,844千円	7,185千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 平均給料月額及び平均年齢

令和4年4月1日現在の職員の平均給料月額及び平均年齢は、次のとおりです。

職 種	平均給料月額	平均年齢
消防職	341,100 円	40.4 歳

(4) 経験年数別・学歴別平均給料月額

令和4年4月1日現在の消防職の経験年数別・学歴別の平均給料月額は、次のとおりです。

区 分		経験年数			
		初任給	10 年	15 年	20 年
消防職	大学卒	199,000 円	277,700 円	330,900 円	370,300 円
	高校卒	169,900 円	236,200 円	282,800 円	339,200 円

(5) 消防職の級及び職制上の段階ごと職員数

令和4年4月1日現在の級及び職制ごとの職員数は、次のとおりです。

級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	75	17.3	主事	75	75	17.3	主事級
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	43	9.9	副主任	43	43	9.9	副主任級
3 級	主任の職務	61	14.1	主任	61	61	14.1	主任級
4 級	主査の職務	162	37.3	主査	162	162	37.3	主査級
5 級	副課長又は主幹の職務	61	14.1	副課長	16	61	14.1	副課長級
				副室長	1			
				主幹	36			
				副分署長	8			
				計	61			
6 級	課長又は副署長の職務	24	5.5	課長	10	24	5.5	課長級
				副参事	6			
				副署長	4			
				分署長	4			
				計	24			
7 級	次長又は消防署長の職務	7	1.6	次長	2	7	1.6	次長級
				参事	1			
				消防署長	4			
				計	7			
8 級	消防局長の職務	1	0.2	消防局長	1	1	0.2	消防局長級
	合計	434	100					

※ 比率(%)の合計は、端数処理の関係上、100%とならない場合があります。

(6) 職員手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当は、民間のボーナスに相当する手当です。

(令和4年4月1日現在)

区 分			
	6月期	12月期	計
期末手当	1.20月分 (0.675)月分	1.20月分 (0.675)月分	2.40月分 (1.35)月分
	勤勉手当	0.95月分 (0.45)月分	0.95月分 (0.45)月分
職制上の役職、職務の級等による加算措置がある			

※ 期末手当及び勤勉手当には、職制上の役職・職務の級等による加算措置があります。

※ ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当

退職手当は、退職事由及び勤続年数に応じて支給されます。

令和4年4月1日現在の退職手当の支給割合等は、次のとおりです。

退職手当		
	自己都合	定年及び勸奨
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続30年	34.7355月分	40.80375月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	3,129千円	25,022千円

※ 1人当たりの平均支給額は、令和3年度に退職した自己都合等その他の退職、定年及び勸奨退職それぞれの平均です。

ウ 地域手当

地域手当は、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、物価等を踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当です。

令和4年4月1日現在、給料、管理職手当及び扶養手当の合計額の6%が支給されています。

エ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に対して支給される手当です。

令和3年度の勤務に対して特殊勤務手当の支給を受けた職員の割合は83.5%となっており、支給を受けた職員1人当たりの支給額の平均は、60,462円となっています。

また、令和3年度の特務勤務手当の支給年額は、21,766千円となっています。

オ 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、管理職（副課長級以上の職）以外の職員が正規の勤務時間以外に勤務したときに支給される手当です。

令和3年度の時間外勤務手当の支給状況は、次のとおりです。

支給年額	職員1人当たりの 支給年額
81,152千円	239千円

カ 扶養手当

令和4年4月1日現在の扶養手当の支給要件及び支給月額、次のとおりです。

支給要件	支給月額
配偶者	課長級以下 6,500円
	次長級 3,500円
	消防局長 支給しない
子（1人につき）	10,000円
父母等（1人につき）	課長級以下 6,500円
	次長級 3,500円
	消防局長 支給しない
満16歳から22歳の子に対する加算（1人につき）	5,000円

キ 住居手当

令和4年4月1日現在の住居手当の支給要件及び支給月額、次のとおりです。

支 給 要 件		支 給 月 額
貸家・貸間		家賃の額に応じて28,500円を限度に支給
持家	新築又は購入から5年以内	2,000円
	上記以外	1,500円

ク 通勤手当

令和4年4月1日現在の通勤手当の支給要件及び支給月額は、次のとおりです。

支 給 要 件	支 給 月 額
交通機関等（電車等）利用 （2km以上）	運賃等相当額 （1月当たり55,000円を限度）
交通用具（自動車等）利用 （2km以上）	距離に応じた額 （2,700円～28,000円）
交通機関等と交通用具の併用 （2km以上）	交通機関等と利用距離等を考慮した額

(7) 特別職の報酬

令和4年4月1日現在の特別職の報酬は、次のとおりです。

	月額
議 長	26,400円
副 議 長	22,700円
議 員	21,600円
管 理 者	36,700円
副 管 理 者	30,800円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

ア 普通勤務者

午前8時30分から午後5時15分（1日7時間45分勤務）

1週間当たり勤務時間38時間45分

イ 隔日勤務者

午前8時30分から翌日の午前8時30分（1当務15時間30分勤務）
4週の割振り1週間当たり勤務時間38時間45分

(2) 休暇制度の概要、種類等

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間休暇があり、それぞれの概要は次のとおりです。

年次有給休暇：労働基準法第39条の規定に基づいて与えられる有給による休暇で、1年につき最高20日が付与され、翌年に最高20日を繰り越すことができます。

病 気 休 暇：負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明に基づき、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

特 別 休 暇：特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。

なお、特別休暇には次の種類があります。

① 公権公務関係

選挙権等の行使、公署へ出頭する場合

② 福利厚生関係

夏季休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇

③ 慶弔関係

忌引休暇、命日休暇、婚姻休暇

④ 母性保護関係

産前・産後休暇、妊婦の通院休暇、妊娠障害休暇、妊婦の通勤緩和休暇、育児時間休暇、生理休暇

⑤ 家族看護関係

子育て休暇、短期の介護休暇、出産補助休暇、男性職員の育児参加休暇

⑥ 災害事故関係

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断等、災害による住居の滅失損壊

介 護 休 暇：配偶者、子、職員又は配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況

令和3年の平均取得日数は、13.1日となっており、令和2年と比べ、0.5日減少しています。

(4) 育児休業等の取得状況

令和3年度の育児休業取得者は2人（女性）、部分休業取得者は2人（女性）でした。

(5) 時間外勤務の状況

令和3年度の時間外勤務（消防司令補以下）は、月あたり平均時間6.8時間で、令和2年度と比べ1.5時間増加しています。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和3年度に分限処分を受けた職員は1人であり、内容は休職でした。

(2) 懲戒処分の状況

令和3年度に懲戒処分を受けた職員は1人であり、内容は減給1人でした。

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

令和3年度において承認されたものは、厚生事業の一環として人間ドック等受診者が62人、検診再検査が2人、リフレッシュ休暇者が43人、その他が192人、合計299人でした。

(2) 営利企業等従事の許可状況

令和3年度の許可件数は5件で、主なものは研修等講師でした。

7 職員の退職管理の状況

令和3年度に川越地区消防組合消防職員の退職管理に関する条例の規定による再就職の届出は0件でした。

8 職員の研修の状況

令和3年度は、延べ93人の職員が研修を受けました。
研修の内訳は、消防学校33人、その他の研修60人となっています。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、けが、出産、死亡、休業又は災害に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業、住宅資金の貸付け等を行う「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

また、共済組合が行うもののほか、当組合では、職員に対して福利厚生事業等を行っています。

(2) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である組合の負担金によって賄われています。組合の負担金の率は定められており、令和3年度は、6億1007万円を支出しました。このほかに職員が参加する福利厚生事業へ10万円を支出しました。

(3) 公務災害の発生状況

令和3年度、公務災害が3件、通勤災害が1件発生しました。

第2編 公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和3年度において、勤務条件に関する措置の要求に係る事案はありません。

2 不利益な処分についての不服申立ての状況

令和3年度において、不利益な処分についての不服申立てに係る事案はありません。